

第3回三条市地域公共交通協議会（書面協議）議題

1 三条市地域公共交通協議会規約の改正について

三条市地域公共交通協議会規約第6条関係別表1に掲げる法第6条第2項第3号の委員の項から下田郷観光協会副会長の項を削除する。（資料1）

【理由】

三条観光協会及び下田郷観光協会の合併に伴い、下田郷観光協会が消滅したため。

2 三条市デマンド交通ひめさゆりの運行時間の変更について

南エリアの刈谷田線沿線（資料3地図：東三条駅～刈谷田橋、東三条駅～刈谷田橋～栄庁舎 参照）の行政区内にあるデマンド交通停留所から出発する場合に限り、運行時間を午前7時から午後6時までとする。

【理由】

本年4月1日から刈谷田線を運休したことに伴い、刈谷田線沿いの通勤・通学者の移動手段を確保してほしい旨要望があったことから、運行開始時間を繰り上げて対応するため。

【運行方法】

乗り合わせによる効率的な運行を推奨することから、当面の間、当該地区住民の利用希望者を募り、市でとりまとめをして、事業者へ運行の予約を行う。

3 その他

議題以外の内容に対する意見等